



病院だより 58

美祢市立美東病院看護部は外来、一般病棟、療養病棟、地域連携室で構成されています。患者さんが安全な医療が受けられるように、また家庭で安心した療養生活が出来るように援助したいと考えております。今回は、各部署の紹介をします。

【外来】

内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・婦人科・内視鏡・中央材料室・手術室を10人の看護師で対応しています。診療科が多いので複数科を兼任し、専門職としてキャリアアップに努めています。高齢化が進み独居の人や高齢者だけの家庭が増えています。治療も生活支援も行えるように、また地域と病院の「橋渡し」にも努めています。今年の外來の目標は「待ち時間対策」です。お待たせしていることの説明とお詫びは必然ですが、待ち時間が癒しの時間出来るように観賞物を準備しています。外来職員の手作りです。ぜひご覧ください。

【一般病棟】

60床の病棟で、看護師33人、看護補助者6人です。入院を365日24時間受け入れ、治療や検査の介助・入院生活の援助を行なっています。それぞれの患者さんに合わせた安全な看護を目標としています。入院時から退院に向けて患者さんやご家族のご希望を伺い、治療が終了すると退院支援会議を持ちます。安心して退院し、在宅で生活ができるように受け持ち看護師を中心に患者さんやご家族、院内・院外の医療・介護関係者と相

談しながら退院の準備を行います。リハビリを中心とした亜急性病床も8床あり、それぞれの患者さんに合わせた看護や支援が出来るように努力しています。遠慮なくご相談ください。



一般病棟師長 高井 恵子 (左)
外来師長 藤高 圭位子 (右)

【療養病棟】

40床の病棟で、看護師11人、看護補助者10人です。患者さんに寄り添う看護・介護を目標にしています。病気の治療がほぼ終了した後、治療と看護を継続しながら在宅での療養生活が行えるように、医療保険または介護保険で療養していただく病棟です。他の病院で治療を受けられて地元に戻りしづらくリハビリや療養を希望される方、ご家族の急病などにより要介護状態の人が在宅で困られた場合に介護保険を利用してのショートステイも受け入れています。ケアマネージャーさんにご相談ください。明るく元気な病棟です。男性職員も在籍しており日々心のこもったお世話をさせていただきます。



看護部長 篠原 初江

【地域連携室】

地域の皆さんが安心して医療を受けられることを目標に2人で対応しています。仕事の内容は、当院に通院・入院中の患者さんの受診調整や他の病院への紹介や予約業務を行います。相談業務では、介護保険の申請やサービスの利用、入院や退院、転院や施設入所など医療に関係することすべての相談窓口になっています。院内の医師・看護師・その他の職員、地域の関係機関、市役所や民生委員、ケアマネージャー、訪問看護ステーションや施設、開業医の先生方、2次・3次救急病院と連携をしながら業務を行っています。



療養病棟師長 三上 栄子 (左)
地域連携室師長 鹿島 早苗 (右)

問合せ先 美東病院 ☎08396(2)0515

保健センターだより9

～あなたの健康づくりを応援します！～



子どもの事故を防ごう！

乳幼児の事故の多くは、転倒・転落、やけど、誤飲によるもので、そのほとんどは居間や台所など家の中で起こっています。事故はちょっとした工夫で防止できます。家の中に危険はないか、子どもの目線で点検してみましょう。

○**転倒・転落** ベランダや家具の近くに踏み台になるようなものを置かないようにしましょう。

ベッドや階段の上り・下り口には柵をつけましょう。

○**やけど** 炊飯器、ポットなどは子どもの手の届かない所に置きましょう。

○**誤飲** 殺虫剤や薬剤、洗剤、化粧品、灯油などはきちんと保管しましょう。また飲みこんだら危ないものは子どもの手の届かない所に置きましょう。

受動喫煙防止をすすめましょう！！

山口県たばこ対策ガイドライン（改定）に基づき、「公共的な空間については全面禁煙」を目指しています。

○**たばこの煙は主流煙より副流煙の方が有害です**

たばこを吸わない人が、他人の吸っているたばこの煙を吸ってしまうことを受動喫煙といいます。

たばこの先から出る副流煙にも、タールやニコチンなどの有害物質が多く含まれています。

煙を吸いたくない人に吸わせていませんか。喫煙マナーを守ってお互いに気分よく過ごしましょう。

○**子どもや妊婦への影響**

車内や室内などは煙がこもりやすい環境です。

子どもや妊婦がいる場所では、たばこを吸わないようにしましょう。

問合せ先 健康増進課(☎0837(53)0304)

美祢市看護師奨学金の貸付制度のお知らせ

市では、平成25年度から、看護大学等看護師養成学校卒業後、市内の医療機関等で看護師として勤務しようとする学生に対して、市条例及び規則に基づき奨学金を貸し付ける制度を始めており、平成26年度も奨学金貸付の申請者を募集します。

1. 資格要件

①保健師助産師看護師法第21条に規定する、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学、若しくは学校又は厚生労働大臣の指定した看護師養成所に在学していること。

②成績が優れ、性行が正しく、かつ、心身が健康であること。

③学校等を卒業した後、市内の医療機関等に、看護師として勤務する意志を有していること。

2. 奨学金の額等

月額 5万円 無利子

3. 返還免除

卒業後、奨学金を受けた月数の1.5倍の月数を、市内の医療機関等で勤務した場合、奨学金の返還は免除とします。

4. 申請期間

平成26年4月1日(火)～平成26年4月21日(月)

5. 貸付決定

審査委員会で選考の上、4月下旬に貸付決定を行います。

6. 申請書の提出及び問合せ先

健康増進課 〒759-2212 美祢市大嶺町東分345番地 1

(☎0837(53)0304) (☎0837(53)1099) (✉kenkou@city.mine.lg.jp)

